

5. 調査事例地における県産認証材の産地確認 最後に、群馬県および埼玉県における県産材および認証材の流通構造について整理する。図-3は、県産材認証制度の認証過程と木材流通経路である。この図から産地を確定できるか否かについて検討する。また、産地の定義は、引用文献1のとおり3つに整理できる(1)。まず、認証内容はだまかに4通りに分類することができ、1つは、産地について認証する産地型、2つは、産地と合法性認証が複合した産地合法型、3つは、産地・合法性に品質や製品認証が付加される産地品質型である。このほかに、4つに、認証制度をもつ各県は事業者や工場認証といった内容も整備している(2)。

まず、群馬県の県産材認証は、産地品質型および事業者・工場認証の2通りとなっており、いわゆる素材に関する認証は行っていない。したがって、群馬県の認証制度は素材認証がないために産地を明確にすることが困難であり、また、流通経路を追うことができないという結果から認証材および認証制度の有利性は低くなっている可能性が高い。

また、埼玉県の認証構造は産地認証のみである。したがって、産地を明確にすることが可能といえるが、実際は素材認証後の流通経路を追求しておらず、実質的には追えないとしていることから、認証制度のあり方に問題があると考えられる。

#### IV 考察

これまでの調査結果から、各都道府県ともに全国と幅広く素材交流を行っており、その中で、特に、近隣県等の地域範囲での交流が盛んに行われていること、また、各都道府県の素材は県産材認証制度がありながらも、産地が不明確になってしまうことが明らかとなっている。群馬県や埼玉県の調査においても、認証材の使用量は少量で推移していること、さらに認証されていない県産材が多く生産され流通されていること、認証制度を取得しても木材流通経路が不明確になっていることから、産地化による素材生産量の拡大など認証制度の有効性は極めて薄いと考えられる。

以上のことから、産地を明確にしてブランド価値を得ること、加えて県産材の生産および流通拡大につながるという認証制度の目的は達成されておらず、今後、認証材を有効的に活用するためには、都道府県内での地産地消やグローバルな木材認証制度との整合性を検討する必要がある。

今後は、今日の多様な木材利用再編と県産材認証制度のあり方について研究を進めたい。

#### 引用文献

- (1) 窪江優美・前川洋平・関岡東生・宮林茂幸(2013) 県産材認証の現状と課題—認証制度に関するアンケート調査の結果より—。東京農業大学農学集報 58(4): 199-206
- (2) 窪江優美・前川洋平・関岡東生・宮林茂幸(2014) 関東圏における県産材認証の現状と課題。第125回日本森林学会講演要旨集: 186
- (3) 窪江優美・前川洋平・関岡東生・宮林茂幸(2014) 群馬県産材流通と県産材認証制度の現状と課題。関東森林研究 65: 273-276
- (4) 森田学(1994) 現代の林学・11 林産経済学。文永堂出版株式会社、東京: 144-159
- (5) 社団法人日本林業協会(1986) 昭和60年度林業白書。社団法人日本林業協会、東京: 54-79
- (6) 村寫由直(2000) 戦後林政史。社団法人大日本山会、東京: 381-523
- (7) 林野庁(2011) 平成23年版森林・林業白書。財団法人農林統計協会、東京: 126-128

